普魯西國憲法

三

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 230

第三篇　區裁判所（アイムツケリヒト）

第二十二條　區裁判所ハ裁判官一人ヲ置ク

裁判官數人ヲ置キタルトキハ司法省ヨリ其内一人ニ事務ノ監督ヲ委任スヘシ但各裁判官ハ一人ニテ裁判ヲ為スヘシ

區裁判所ハ本來ハ裁判官一人ヲ以テ裁判セシムルモノトス其裁判官ハ屬官ノ事務ヲ監督スヘシ若シ數人アルトキハ其内一人ニ其事務ノ監督ヲ司法省ヨリ命スヘシ但裁判官ノ事務ヲ監督セシムルニ非ス

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 230

数人裁判官アル所ニテハ其事務ヲ分ツテ擔當スヘシ或ハ地方ニ因テ分チ或ハ事件ノイロハ順序ニ從テ分チ或ハ事件ノ性質ニ從テ分ツ類ナリ

其事務ヲ分ツ1ハ前年ニ於テ之ヲ為スヘシ又之ヲ定ムルヿハ地方裁判所ノ本局ニ於テ為スヘシ

本局ニ於テ定ムル理由ハ從前ノ如ク所長ニテ隨意ニ之ヲ他ノ裁判官ニ割付クルヤハ自カラ敬サ害アレハ之ヲ防クナリ

第二十三條　區裁判所ハ左ニ掲ク民事ヲ裁判ス但事件ノ價格ニ拘ハラス地方裁判所ニテ裁判スヘキモノハ此限ニ在ラス

一　財産請求事件ノ三百マルクレス下ノ者

二　價格ニ拘ハラス急速ヲ要スル事件及ニ原被両告ノ人ト為リヲ知ルヿヲ要スル事件

又ハ容易ナル事件

其他區裁判所ハ別段ノ法律ニ因テ後見人及ニ遺囑物配當又ハ土地ノ登記書入抵當家資分散ノ事件ヲ擔任スヘシ

第四篇　シヨッフェン裁判所（人民ヨリ選任ケリヒタル者）

第二十五條　刑事ヲ裁判スル為メニハ汎ヨツ

フエン裁判所ヲ區裁判所ニ設クヘシ

人民モ裁判ニ加ハル権アリ一ハ陪審裁判（シウールゲリヒト）所ニテ裁判官ヨリハ別ニ有罪無罪ヲ判決シ一ハシヨツフエン裁判所ニテ裁判官ト共ニ裁判ヲ為スヘシ

第二十六條　シヨツフエン裁判所ハ裁判官一人トシヨツフエン二人トヨリ成ルヘシ

第二十七條　シヨツフエン裁判所ハ違警罪ト軽罪ノ軽キ者トヲ裁判ス（例ヘハ軽キ者トハ三ケ月以下ノ禁獄六百マルク以下ノ罰金又ハ窃盗ノ賍ニ十五マルク以下侮辱ノ罪等ヲ云フ）

其他シヨツフエン裁判所ハ検事ノ申立ニ因リ地方裁判所刑事局ヨリ委任シタル刑事ヲ裁判スヘシ

其詳細ハ第七十五條ヲ見合スヘシ（例ヘハ獨乙刑法第百十三条第百十四条第百十七条ノ一項第百二十条ノ場合ニ於ケル官吏ニ拒抗スル罪ノ類）

第三十條　シヨツフエンハ裁判官ト同一ノ権ヲ以テ裁判ヲ為スヘシ止タ裁判官ハシヨツフエン裁判所長タルノ異ルアルノミ

第三十一條　シヨツフエンハ無給ニシテ勤ムル

職務トス

シヨツフエンヲ設クルノ手数ハ甚タ煩難ナリトス又政府ノ関係ヲ為サヽルヤウ注意セリ其手数ハ團結長ハ其管下ノ人民ノ氏名薄(ウールリ)ヲ作リ之ヲ掲示スヘシ人民ハ之ニ對シ故障ヲ申立ルヿヲ得團結長ハ氏名薄ヲ區裁判所ニ差出スヘシ區裁判所ハ裁判官一人ト行政官一人ト人民ヨリ出タル委員七人トニテ故障アルトキハ先ツ其故障ヲ裁定シ而シテ一年間ニ必用ナルシヨツフエンノ人員ヲ定ムヘシ區裁判所ニ於テハ抽籤ヲ以テ一年間ニ裁判ニ加ハルヘキ人ノ順序ヲ定ムヘシ

第五篇 地方裁判所(ランドゲリヒト) 伯林ニハ地方裁判所ハ長一人課長十六人裁判官六十三人アリ

第五十八條 地方裁判所ハ長一人ト局長(ゲレクトール)数人裁判官数人ヨリ成ルヘシ

第五十九條 地方裁判所ニハ刑事局ト民事局ヲ設クヘシ

第六十條 地方裁判所ハ必用ナルトキハ司法省

ヨリ一年ノ期限ヲ以テ裁判官ヨリ豫審裁判
撰ヲ命スルヿアリ

第六十一條　裁判所全員會ニ於テハ所長ヲ會
長ト為リ諸局ニ於テハ所長ト局長（ゲレクトヲール）ヲ會長ト
為ルヘシ

毎年ノ始メニ所長ハ何レノ局長ト為ルヘキ
ヤヲ自カラ定ムヘシ

其他ノ局長ハ所長ト局長ノ多数ニ因テ之ヲ分
ツヘシ

第六十二條　事務ハ毎年始メニ各課ニ配當シ

且其課ノ裁判官及ヒ代理人ヲ定ムヘシ其一
年間ハ止タ課ノ非常ニ多端ニアルトカ又ハ
其裁判官ヲ續テ故障アルトカ又ハ裁判官ニ
変更アルヰニ非サレハ其事務ヲ変スルヿヲ
得ス

第六十三條　前條ノ事務ハ本局（ブレシヤジコン）ニ於テ之ヲ定
ムヘシ

本局トハ所長ヲ會長トシ局長全員及ヒ上席
ノ裁判官一人ヨリ成ル其決議ハ多数ニテ決
スヘシ

古ハ司法卿ヨリ之ヲ変更セシト虽モ今日ハ法律ニテ之ヲ定ムル故政事上ノ黨派ガ裁判上ニ消滅セリ

第七十條　地方裁判所ニ於テハ（商業課ヲ含ム）

區裁判所ニ属セサル一切ノ民事ヲ裁判ス

其他其事件ノ價格ノ多少ニ拘ハラス民法ト公法トノ間ニアル事件ヲ裁判ス

例ヘハ千八百七十年六月一日ノ法律ニ從ヒ筏業ヨリ拂フヘキ税ニ関スル訴訟ノ類其價格ノ三百マルク以下ヨリ少キモノト

雖モ地方裁判所ニテ裁判セシムムル譯ハ其上告ヲ上等裁判所ヘ出サシムル趣意ナリ

第七十一條　地方裁判所ハ區裁判所ニテ判決シタル控訴ヲ裁判シ且故障ヲ裁定スヘシ

第七十二條　治罪法ニ於テ地方裁判所ト掲タル所ハ地方裁判所ノ刑事局ヲ云フナリ

刑事局ハ豫審掛又ハ區裁判所裁判官ノ命令ニ對スル故障及ヒシヨフエンゲリヒト裁判所言渡ニ對スル故障ヲ決定スヘシ

第七十三條　刑事局ハシヨツフエン裁判所ニ属セサル都テノ軽罪ヲ裁判ス又或ル重罪ヲ

裁判ヲ例ヘハ獨逸刑法第百七十六條第二百四十三條第二百四十四條第二百六十一條第二百六十四條ノ類ナリ

第七十六條　又レヨツフエン裁判所ノ判決ニ對スル控訴ヲ裁判スル

第七十七條　各局ハ長一人ト裁判官二人ニテ裁判スヘシ刑事課ニテハ五人ニテ為スヘシ

但違警罪ノ控訴及ヒ人民ヨリ直ニ訴ヘ出タル事件ハ三人ニテ之ヲ為スヘシ

第六篇　陪審裁判

第七十九條　地方裁判所ニハ期限ヲ定メ陪審裁判ヲ開クヘシ

第八十條　陪審裁判所ハ地方裁判所ニ屬セサル一切ノ重罪ヲ裁判ス

第八十一條　陪審裁判所ハ長一人裁判官二人陪審十二人ヨリ成ル

第八十三條　陪審裁判所ノ長ハ陪審裁判ヲ開ク毎ニ上等地方裁判所長ヨリ之ヲ命スヘシ

第八十四條　陪審ノ職務ハ無給ヘルヘシ

區裁判所ニ於テ裁判官ト行政官ト要員七人

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 230

ヨリ「シヨツフエン」ヲ選定スル外ニ一年間ニ必用ナル丈ケノ人員ノ三倍ヲ陪審官ト定メ之ヲ地方裁判所ニ差出スヘシ地方裁判所ニ於テハ裁判所長局長及ヒ裁判官五人トニテ其内ヨリ三分ノ一ヲ選定スヘシ

各陪審裁判ヲ開ク毎ニ十四日前ニ地方裁判所長ヨリ三十人ヲ抽籤ヲ以テ定メ之ヲ陪審裁判所長ニ差出スヘシ公廷ニ於テハ十二人ノ裁判陪審ヲ抽籤ヲ以テ定ムヘシ其時被告人検事ヨリ半数ツヽ忌避スルヿヲ得

第七篇　商業事件ノ為メニ設ケタル局

第百條　司法省ヨリ必用トシタルキハ地方裁判管轄内ノ為メ地方裁判所ニ商事局ヲ設クルヿヲ得

又場合ニ因リ地方裁判所々在外ノ地方ニ設クルヿヲ得

従前ハ佛蘭西ノ法ニ従テ商法裁判所ヲ特別ニ設ケシナレモ新裁判編制法ニ於テハ止タ必用ナルキニ限リ地方裁判所ニ設クルヿニ為セリ例ヘハ伯林ラインハンブリ

ヒ近辺ノ如キ商法ノ盛ナル地方ニ設ケル
コヲ得普國内ニハ商事局ハ二十六ヶ所ア
リ

第百一條　商事局ニテハ商業事件及ヒ為換事
件ヲ裁判ス

第百九條　商事局ハ地方裁判所ノ裁判官一人
ヲ長トシ商事裁判官二人ヲ以テ裁判ヲ為ス

商事裁判ニ付テハ各同等ノ投票権ヲ有セリ

第百十一條　商事裁判官ハ無給トス

第百十二條　商事裁判官ハ商人集會所（ハンデルスカンメル）ノ申立
ニ因リ三年ノ期限ヲ以テ命セラルヘシ一度
命セラレタル者ハ又更ニ命セラルヽコヲ得

第百十三條　獨乙人ニシテ商人タルカ又ハ株
式會社ノ社長トシテ商人登記簿ニ登記セラ
レタル者ノ滿三十歳ニシテ商事局管轄内ニ
住居スル者ハ商事裁判官ニ命セラルヘシ一度
命セラレタル者ハ又更ニ命セラルヽコヲ得

裁判所ノ命令ニ因テ財産管理ノ権ヲ制限セ
ラレタル者ハ商事裁判官ニ命セラルヽコヲ
得ス

第百十四條　港埠ニ於テハ又航海ニ熟スル者ヨリ商事裁判官ヲ命スルヿヲ得

第百十五條　商事裁判官ハ其職ニ就ク前ニ誓約ヲ為スヘシ

第百十六條　商事裁判官ハ其職務年限中ハ裁判官ノ権利義務ヲ有ス

從来商事裁判所ハ止タ商人ノミヲ以テ裁判官トセリ然ルニ其裁判官ハ實際ハ裁判官ニテ為サスシテ止タ書記ニテ之ヲ為セリ

此弊ヲ防カン為メニ今日ハ裁判官ヲ以テ長ハ為スヿニ定メリ商事裁判官トシヨツフエン及ヒ陪審官ト同シキ所ハ無給料ニシテ職務ヲ奉スル所ナリ其相互ノ異ル所ハシヨツフエン及ヒ陪審官ハ裁判アル毎ニ期限ヲ定メテ職務ヲ奉スレモ商事裁判官ハ期限中ハ国王ヨリ命セラレタル裁判官ニシテ毎ニ其職務ヲ奉スルナリ商事裁判官ト通常裁判官ト異ナル所ハ裁判官ハ終身ノ期限ヲ以テ命セラレモ商事裁判官ハ無給ニシテ期限ヲ定メ命セラルヽナ

国立国会図書館　伊藤博文関係文書(その1)書類の部 230

り其相同ニキ所ハ裁判官モ商事裁判官モ
其職務上ノ権利義務ヲ有スル所ナリ商法
裁判所ヲ設クヘキモノナルヤ否ニ付テハ
其説紛々タリ羅馬人種ノ國例ヘハ佛國伊國
白國等ニ於テハ商法裁判所ヲ設クルコト
史セリ獨乙國ニ於テモ裁判所編制法ノ草
案ニハ商事裁判所ヲ設クルコト定メアリ
タレモ議院ニ於テ之ヲ除キ地方裁判所ノ
一局トセリ商法裁判所ヲ設クヘキヤ又ハ
商事局ヲ設クヘキヤノ問題ニ付テハ之ヲ

一般ニ何レヲ可トシ何レヲ否トスルノ能
ハス止タ裁判官ノ賢明ナルヤ否ト商業ノ
如何ニ関シテ之ヲ咎フルヲ得ルノミ賢
明ナル裁判官アリテ商法ヲ設ケタル國ニ
於テハ寧ロ商人ヲシテ裁判セシムルヨリ
ハ裁判官ニ依托スルヲ勝レリトス何トナ
レハ商人ハ止タ商業事件ニノミ注意シ
テ法律上ニハ注目セサレハナリ

第八篇　上等地方裁判所（ラーベルランデスゲリヒト）

第百十九條　上等地方裁判所ハ所長一人ト察

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 230

長数人（ナーツプリシデント）ト裁判官数人ヨリ成ルヘシ

第百二十條　上等地方裁判所ニハ民事寮刑事寮ヲ設クヘシ

普國ニハ十三ノ上等地方裁判所アリ寮長ハ三十四人裁判官ハ二百三十三人アリ

第百二十一條　事務ヲ各寮ニ割付ケ及ヒ其裁判官ヲ定ムルニハ其本局ニ於テ之ヲ定ムヘシ

地方裁判所ノ本局ト上等地方裁判所ノ本局ト異ナル所ハ所長ト各寮長ノ外ニ二人裁判官ノ加ハル所ナリ

第百二十三條　上等地方裁判所ハ左ノ上訴ヲ裁判ス（上訴ニ三アリ故障（ベシユウエールデ）故障ハ命令ニ對スルモノ控訴（ベルーフング）事實ヲ検査シテ裁判ヲ為シ換フルヿ上告（レビジヨン）トアリ）

一　地方裁判所ノ民事ノ裁判々決ニ對スル控訴（區裁判所ノ民事ハ地方裁判所ノ控訴ニ止リ上告ハナシ）

二　地方裁判所刑事局ノ控訴ノ判決ニ對スル上告

三　地方裁判所刑事局ノ始審裁判ニ對スル上

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 230

告但各連邦ノ法律ニ背キタルキニ限ル（此
獨合ニハ控訴ナシ獨乙ノ法律ニ背キタル
キノ上告ハ帝国裁判所ニ為スヘシ）
四地方裁判所民事ノ言渡ニ對スル故障（地方裁判
五刑事始審裁判言渡ニ對スル故障
所刑事局ニ属セサル者）及ヒ地方裁判所刑
事局ノ故障ノ言渡及ヒ控訴裁判ノ言渡ニ
對スル故障
六等地方裁判所ハ民事ニ付テハ地方裁判
所ノ控訴院ト為ルコトアリ又區裁判ヨリ地
方裁判所ヲ経タル故障ノ裁判所ト為ルヘ
キ刑事ニ付テハ地方裁判所ノ控訴裁判ニ
對シ及ヒ地方裁判所ノ始審裁判ニ對スル
上告ヲ裁判スル又ニヨッテエン裁判所ヨリ地
方裁判所ヲ経タル故障ノ故障裁判ヲ為ス
普國ニ於テハ地方裁判所ニ於テ刑事ノ始
審裁判ヲ為シタル判決ニ對スル上告ハ全
國均一ナラシメンカ為メ其上告ハ盡ク伯
林ノカンメルゲリヒトニ為スコトニ定メタ
リ又後見人又ハ遺言嘱物分配等ニ付區裁判

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 230

所ノ處分ニ對シ地方裁判所ニ改
ルヿヲ得又其改
判所ニ改
ハ止メ伯林ガンメルゲリヒトニ於テノミ
之ヲ裁判スルノ權アリ
第百二十四條　止等地方裁判所ノ
察長ヲ合セ五人ノ裁判官ニテ裁判スヘシ
第九節　獨乙裁判所ノ所在地ハ法律
第二百二十五條　獨乙裁判所ノ所在地ハ法律
ヲ以テ之ヲ定ムヘシ（現今ハ法律ニ因テ其所

在地ヲラーフチヒニ定メタリ）
第百二十六條　獨乙裁判所ハ所長一人ト察長
數人ト裁判官數人ヨリ成ル
第百二十七條　所長ト察長ト裁判官ハ上院ノ
申立ニ因リ獨乙帝ヨリ之ヲ命スヘシ
第百二十八條　第百二十九條第百三十條第百三
十一條第百三十二條第百三十三條第百三
十四條ハ各察ニ事務ヲ分チ及ヒ裁判官ヲ定
ムルヿハ本局ニ於テ之ヲ為スヘシ但本局ハ
所長ト察長ノ外ニ裁判官四人之ニ加ハルヘ

ニ裁判官ノ懲戒権ハ獨リ裁判所ニテ之ヲ有セリ臨時他ノ裁判官ヲ以テ判決ヲ為サシムルコヲ許サス民事及ヒ刑事察ヲ設クル数ハ寧相ヨリ之ヲ定ム

第百三十五條　獨乙裁判所ハ民事ノ事件ニ付キ左ノ二訴ヲ裁判ス

一二等地方裁判所ノ控訴判決ニ對スル上告

二地方上等裁判所ノ言渡ニ對スル故障

第百三十六條　獨乙裁判所ハ刑事ニ付テハ左ノ事件ヲ裁判ス

一獨乙帝又ハ獨乙國ニ對スル國事犯ノ審問裁判

是ハ獨乙ノ法律就中憲法ヲ堅固ニスル為メノ方法ナリ

二地方裁判所ニ於テ為シタル判決ニ對スル上告但其上等地方裁判所ニ行カサルモノニ限ル及ヒ陪審裁判ノ判決ニ對スル上告

第百三十七條　民事察ハ他ノ民事察又ハ民事察全員會ノ判決ニ違ヒテ裁判ヲ為サントスルキニハ其事件ヲ民事察全員會ニ廻送シテ

裁判セシムヘシ刑事ニ付テモ亦同

全國均一ニ裁判ヲ為サシムルニハ獨乙裁判所ニ於テ一定ノ原則ヲ定メサル可カラス然レトモ獨乙裁判所ノ管轄ハ甚タ多人数ナレハ民事刑事ハ刑事ノ全員會ヲ開キテ其說ヲ一定ナラシムルナリ然レトモ裁判所ノ事務章程又ハ懲戒ハ心スル裁判所全員會ニ於テ之ヲ為スヘシ

第百三十九條　全員會及ヒ民事又ハ刑事ノ全員會ニハ少クトモ所長又ハ廳長ヲ合セ各裁判官三分ノ二之レニ加ハルヘシ

第百四十條　獨乙裁判所ノ各廳ハ廳長ヲ合セ七人ノ裁判官ニテ裁判ス

第十篇　檢事

第百四十二條　各裁判所ニハ檢事ヲ置クヘシ

獨乙國ニ於テハ佛國ト異リ刑事裁判所ニ限リ檢事ヲ置ケリ然レトモ民事ト雖モ離別事件又ハ白痴放蕩等ニ治産ヲ禁スルキハ檢事ニテ之ヲ管理セリ

第百四十三條　檢事ノ職務ハ(一)獨乙裁判所ニ

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 230

於テハ獨乙（オーベライヒスアンワルト）検事長一人ト獨乙（ライヒスアンワルト）検事一人又ハ
数人ニテ行フヘシ㈡上等地方裁判所地方裁
判所陪審裁判所ニ於テハ検事（スターツアンワルト）一人又ハ数人
ニテ行フヘシ㈢區裁判所及ヒシヨツフエン裁
判所ニ於テハ區検事（アンムツアンワルト）一人又ハ数人ニテ行フ
ヘシ

普國ニ於テハ上等地方裁判所ニ検事長（ヲーベルアンワルト）一
人検事数人ヲ置キ地方裁判所ニハ一等検（エルステス）
事（ターツアンワルト）一人及ヒ検事数人ヲ置キ區裁判所ニハ
區検事（アンムツアーニワルト）数人ヲ置ク此區検事ハ必スシモ法

学者タルヿヲ要セス就中郷ニアラサル狭
小ナル地方ニ於テハ行政官吏ニ命スルヿ
アリ

治罪法ニ従ヘハ検事ハ裁判所ニ對シテ獨
立シタルモノナリ裁判所ハ検事ノ告訴ナ
ケレハ裁判ヲ為スヿヲ得ス都テ告訴ハ検
事ノ専任トス止タ侮辱軽キ損傷ノ場合ニ
限リ本人ヨリ直ニ訴フルヿヲ得ルノミ是
故ニ政府ト同一ノ黨派ニ属スルモノニ限
リ裁判ヲ受クルヿヲ得テ他ノ黨派ニ属ス

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 230

ル者ハ裁判ヲ受クル能ハサルニ似タリ

例ヘハ政府ノ自由黨ナルキハ憲守黨ノ權利ハ殆ト防護ヲ受ケサルカ如シ（是レ検事ハ政府ノ命ニ従フヘキモノナレハナリ）然レモ人民ヨリシテ検事ニ告訴ヲ求ムルヲ得若シ検事ニテ之ヲ拒ミタルキハ獨リ裁判所ノ管轄事件ナレハ該裁判所ニ其他ハ郡テ立等地方裁判所ニ改證ヲ申立ルヲ得ルナリ裁判所ニテ其改證ヲ至當ナリト決シタルキハ検事ヲ強テ訴ヲ起サシ

ハルノ道アリ

英國ハ全ク之ニ反セリ

第百四十四條　検事ノ管轄區ハ其任セラレタル裁判所ノ管轄區ニ従テ定ムヘシ

第百四十五條　裁判所ニ検事數人アルキハ其一席検事ニ附屬セル検事ハ其代理人トシテ其事務ヲ行フヘシ此場合ニ於テハ別段ノ委任ヲ要セス

此条則ハ佛國ニ倣ヒ設ケタルモノニシテ検事ノ職務ヲ合一ニ為スノ趣意ナリ

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 230

第百四十六條　上等地方裁判所及ヒ地方裁判所ノ上席檢事ハ其管内ノ裁判所ニ於テ自ラ事務ヲ行ヒ又ハ其裁判所外ノ檢事ニ委任シテ其事務ヲ為サシムルヲ得

區檢事ハ上等區裁判所及ヒ區裁判所ニ於テ其事務ヲ行フヲ得

第百四十七條　檢事ハ其職務ニ付キ長官ノ命令ヲ奉スヘシ

檢事ハ裁判官トハ異リ行政官ナレハ其長官ノ命令ニ從フヘシ是亦檢事ノ職務ヲ合

一ニ為スノ趣意ナリ

第百四十八條　檢事ヲ監督指揮スル權ハ左ノ者ニアリ

一獨乙檢事長及ヒ獨乙檢事ニ付キテハ宰相

二其權アリ

二各連邦ノ檢事ニ付テハ其邦ノ司法省ニ其權アリ

三地方上等裁判所及ヒ地方裁判所ノ上席檢事ニ付テ其權アリ

第百四十九條　檢事ハ其管轄内ノ檢事ニ付テハ裁判ヲ為ス官吏ニ非ス

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 230

然レモ検事タル者ハ裁判官ノ性質ヲ有スヘシ

検事ハ裁判官タルノ性質則チ第二ノ試検ヲ為シタルモノニ非サレハ其職ニ任セラルヽコトナシト雖モ固ヨリ裁判官ニ非サレハ懲戒及ヒ黙殺ノ事ニ付テハ行政官ノ規則ニ従フヘシ

第百五十條　獨乙検事長獨乙検事ハ上院ノ申立ニ因リ帝ヨリ之ヲ任スヘシ

検事長検事ハ何時ナリトモ帝ヨリ法律ニ定メタル休職料ヲ給シテ一時休職セシムルヿヲ得

普國ニ於テハ検事ハ國王ヨリ之ヲ任ス休職料ニ付テモ亦同シ

第百五十一條　検事ハ其事務ヲ行フニ付テハ裁判所ニ對シ獨立スルモノナリ

第百五十二條　検事ハ裁判官ノ事務ヲ行フヿヲ得又裁判官ヲ監督スルヿヲ得ス

佛國ニ於テハ検事ハ裁判官ノ監督ヲ為セリ獨乙國ニテハ検事ニ於テハ其定メナシ

ト雖モ暗ニ之ヲ為スノ弊アリタルニ因リ
茲ニ其明文ヲ掲ケリ
區検事ノ任免ハ獨乙法律ニ定メスシテ連
邦ノ法律ニ於テ之ヲ定メシムルナリ普國
ニ於テハ司法卿ヨリ検事又ハ見習裁判役（アウセリール）
又ハ見習人（レヘレンダール）ノ内ヨリ命スルヿヲ得但何時
ニテモ之ヲ免スルヿヲ得若司法卿ヨリシ
テ検事ヲ命セサルトキハ検事長ヨリ縣令ニ
照會シテ區検事ヲ命スヘシ如何ナル人ニ
命スヘキヤハ法律ニ定メナシト虽モ團結

長官例ヘハ郷長ヲ検事ニ任シタルトキハ必ス其職ヲ受クヘ
キ義務アルヿヲ法律ニ定メリ

第百五十三條　安寧警察官ハ検事ノ補助官タルヘシ而シ
テ地方裁判所ノ検事及ヒ其長官ノ命令ニ従フヘシ
如何ナル警察官ニ此規則ヲ適用スヘキヤハ連邦ノ法律
ヲ以テ之ヲ定ムヘシ
此原則ハ佛國ニ倣テ司法警察ヲ設ケタル
ナリ従前ハ普國ニ於テハ其都度警察長官
ニ依頼シテ警察官ノ補助ヲ求メシナリ

第十一篇　裁判所書記

第百五十四條　各裁判所ニハ書記局ヲ設クヘシ

獨乙裁判所ノ書記局ノ事務ハ宰相ヨリ又各連邦裁判所ノ書記局ノ事務ハ其邦ノ司法司ヨリ定ムヘシ

普國ニ於テハ書記ハ二ケ年ノ見習ヲ為シ然ル後一般ノ法律書式裁判費用等ノ試検ヲ上等地方裁判所ヨリ又ハ其検事長ヨリ受ケ司法卿ヨリ任セラルヽ者ナリ又書記ノ補助役ヲ任スルモ亦同シ止タ謄寫ノ為メニハ其時ノ模様ニ因リ数人ヲ備入ル

第百五十五條　獨乙裁判所ニ於テハ使吏ノ事務ハ宰相ヨリ又各連邦ニ於テハ其邦ノ司法省ヨリ之ヲ定ムヘシ

第十二篇　使吏

使吏ハ丁年ニ付テハ普國ニ於テハ千八百七十九年七月十四日ノ使吏規則ヲ発シ旦同年同月廿四日ニ事務章程ヲ発シタリ使吏モ亦二年ノ時間見習ヲ為シ試検ヲ受ケタル上等地方裁判所ヨリ任セラレ區裁判

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 230

所ニ於テ其事務ヲ奉スヘシ
其給料ハ政府ヨリ受クルニ非ス依頼スル人ヨリシテ其手数料ヲ受クルモノトス
但政府ハ千八百マルクノ最下高ヲ保証スルナリ若シ一年間ニ之レヨリ少ク受クルキハ政府ヨリ其不足ノ補充ヲ受クルナリ
（使吏ノ呼出状一通ヲ送達スルキハ七十五ペニヒヲ受クヘシ伯林ヲハ區裁判所一ア
リテ之ニ七十五人附属セリ使吏ノ手数料
ニ付キ千八百七十八年六月二十日ニ規則

ヲ發セリ）

第百五十七條　裁判所相互ノ補助

第十三篇　裁判所ハ民事刑事ニ付キ相互
ニ補助スヘキ義務アリ
裁判所ハ一地方ヲ限リテ管轄ヲ為スモノ
ナリ故ニ此裁判所ヨリシテ彼裁判所管轄
内ニ濫ニ立入ルヲ得ス若シ他ノ管轄内
ニ於テ例ヘハ証據人ヲ糺問スヘキ等ノ丁
アレハ其管轄裁判所ニ糺問ノ依頼ヲ為
ヘシ然レキハ其依頼ヲ受ケテ糺問スヘキ

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 230

義務アリトス

第百五十八條　其依頼ハ事件ノ管轄スヘキ地ノ區裁判所ニ為スヘシ

第百五十九條　其依頼ヲ受ケタルトキハ之ヲ拒ム可カラス

但同等ノ裁判所ヨリ依頼シタルトキハ依頼ヲ受ケタル裁判所ノ規則ニ於テ禁シタルトキハ之ヲ拒ムヘシ

受ケタル裁判所ノ管轄ニ非サルカ又ハ為スヘキ事件ノ依頼ヲ受ケタルトキハ之ヲ拒ム

一等上ノ裁判所ヨリ依頼ヲ受ケタルトキハ如何ナルコトニテモ拒ムコトヲ得サレモ同等裁判所ヨリ受ケタルトキハ本條ノ場合ニ於テ之ヲ拒ムコトヲ得地方裁判所ト區裁判所トハ此関係ニ於テハ同等ノ位地ニ在ルモノナリ

第十四篇　傍聽ヲ許スト及ヒ公廷警察

第百七十條　公判ニ於テハ傍聽ヲ許シテ審判ヲ為スヘシ

第百七十一條　第百七十二條ハ離婚及ヒ治産ヲ禁スル件ニシテ一方ヨリ傍聽ヲ禁セントヲ

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 230

申立スルキハ直ニ傍聴ヲ禁スヘシ

第百七十三條　如何ナル事件ニ於テモ公安ヲ害スルカ風俗ヲ害スルノ恐アルキハ裁判所ノ決ヲ以テ傍聴ヲ禁スルヿヲ得

第百七十四條　如何ナル場合ニ於テモ判決ヲ言渡スキハ傍聴ヲ許スヘシ

第百七十七條　公廷内静謐ヲ保メシムルヿハ裁判長ノ義務ナリトス

第十五篇　裁判所ノ言語

第百八十六條　裁判所ニ於テ用フル言語ハ獨

乙語タルヘシ

第百八十七條　獨乙語ヲ解セサル者ノ関係スルキハ通譯者ヲ命スヘシ通譯者ハ誠實ニ通辨スヘキヿヲ誓約スヘシ

獨乙ニテハ魯國ノ境ニ於テハポーレン語ヲ用ヒ佛國ノ境ニテハ佛語ヲ用ヒデネマルク ノ境ニテハデネマルク語ヲ用フル一定ノ言ナレハ故ニ裁判所ニテ其用フルヲ許サヽルナ

語ヲ定メ他ノ言語ヲ用フルヲ又普國ニテハ法律ヲ發シ行政官ニモ職

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 230

務上ノ事ハ獨乙語ヲ用フヘキ了ニ定メリ

第十六篇　評議投票

第百九十四條　判決ヲ為スヰハ法律ニ定メタル裁判官ノ員数必ス集合スヘシ

裁判手續ノ永ク継續スルヰニハ裁判長ヨリシテ裁判官ノ補助一人ヲ命シ立會ハシメ裁判官中故障アルヰハ代理セシムル了ヲ得

例ヘハ裁判官三人ト定メタルヰ五人ニテ裁判ヲ為シタルヰハ其裁判ハ無効タルヘシ何トナレハ法律ニ於テハ高キ點ト低キ點トヲ定メタルニ非ス必ス其員数ヲ以テ決定スヘキ了ヲ定メタルナリ裁判官ノ補助ハ通常ハ投票ニ加ハル了ヲ得ス止タ欠席裁判官アルヰニ限ルヘシ

第百九十五條　裁判官ノ評議投票ハ傍聽ヲ許サス

裁判所ニテ見習ヲ為ス者ハ其席ニ加ハル了ヲ得

第百九十六條　裁判長ハ評議ヲ總括シ問題ヲ作リ投票ヲ集ムヘシ（投票ハ言語ニテ為スナ

太政官
太政官
国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 230

リ

問題ノ作リ方問題ノ順序又ハ投票ノ結果ニ付キ異論アルキハ裁判所ニテ決定スヘシ

第百九十七條　裁判官ニヨツフエン陪審ハ最初ノ問題ニ多数ヲ得サルカ為メニ後ノ問題ノ投票ヲ為スヿヲ拒ムヿヲ得ス

第百九十八條　判決ハ法律ニ別ニ定メナケルハ半数以上ニ因テ決スヘシ

員数ノ多少ニ付キ二説以上ニ分レ多数ヲ得サルキハ最多ノ投票ヲ其次ノ高ニ合シテ多数ヲ得ヘシ

刑事ニ付テ（有罪無罪ノ投票ヲ除ク）二説以上ニ分カレ多数ヲ得サルキハ被告人ノ為メ最モ不利ト為ル投票ヲ次ノ投票ニ合シテ多数ヲ得ヘシ

法律ニ別段ノ定メアルトハ沿罪法ニ被告人ノ不利トナル問題ノ投票ニハ三分ノ二ノ多数ヲ要ストアリ例ヘハ地方裁判所ハ五人ニテ裁判ヲ為セハ四人ノ同意ヲ要シ七人ノ裁判官ナルキハ五人ノ同意ヲ要スルカ

太政官
太政官
国立国会図書館　伊藤博文関係文書(その1)書類の部 230

如シ

員數ノ多少トハ償金ノ多少ヲ云フ例ヘハ一人ハ千マルクヲ償フヘシト云ヒ一人ハ五百マルクト云ヒ又一人ハ三百マルクト云フカ如キハ千マルクノ投票ヲ五百マルクノ投票ニ合シ多數ヲ得ルカ如シ則チ本條ニ云フ所ノ最多ノ高ヲ次ノ投票ニ合スルナリ何トナレハ千マルクヲ償フヘシト云フ者ハ固ヨリ三百マルクヨリハ五百マルクヲ償フヘキ1ニ不同意ナケレハナリ

又一説ニハ各投票ノ員數ヲ合シ三ニ因テ割リタル高ニ定ムヘシト云ヘリ然レモ此説ハ現今ハ行ハレサルナリ刑事ニ付キ期限罰金ノ數ヲ定ムルキモ亦同

第百九十九條 投票ヲ為スノ順序ハ任官ノ順序ニ因テ定ムヘシ「シヨツフエン裁判所ト商事局ニ於テハ年齢ノ長幼ニ從フヘシ最モ年少ノ者カ最初ニ投票ヲ為シ年老ノ者カ最後ニ投票ヲ為スヘシ專任者ヲ命シタルキハ專任者カ最初ニ投票ヲ為スヘシ

陪審ノ投票ハ抽籤ノ順序ニ従テ為スヘシ陪
審長ハ最後ニ投票ヲ為スヘシ
年少ノ者ヲ最初ニ投票ヲ為サシムル趣意
ハ充分ニ其意見ヲ発セシムルノ意ナレモ
實際ハ其効ナシ何トナレハ年長ノ者ノ説
ヲ評議ノ時ニ於テ聞知レハナリ
第二百條 ショッフエン及ヒ陪審ハ其評議投
票ニタル事件ヲ他ニ漏洩スヘカラス
裁判官ハ任官ノ始メニ於テ職務上ノ
秘密ニスヘキ誓約ヲ為セハ別ニ條ヲ設ク

ルヲ要セス「ショッフエン」及ヒ陪審ノ為
メニ特ニ本條ヲ設クルモノハ例ヘハ政事
ノ黨派ノ争ヒアルキニ他人ヨリシテ投票
ノ模様ヲ問ヒタルキ此等ノ者ハ此條ヲ引
用シテ拒辞スルヲ得ル為メナリ

第十七篇 裁判所休暇

第二百一條 休暇ハ七月十五日ニ始マリ九月
十五日ニ終ル

此休暇ヲ定メタルヲニ付キ二ノ理由アリ
一ハ裁判官ニ保養ヲ為サシムルト一ハ收

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 230

獲ノ期限ニ當ル緊要ノ時刻ナレハ陪審ヲ
ヨツテエン気被告ト為ル者ノ其事業ヲ妨
ケサルカ為メ且其自由ヲ與ヘメルモノナ
リ
第二百二條　休暇中ハ止タ休暇事件ノミ裁判
スヘシ
休暇事件トハ刑事又ハ至急ヲ要スル民事及
見人ニ関スル丁土地家資分散等ノ登記ヲ云フナリ是等ハ休暇中ト雖モ裁判所ニ於
テ取扱フヘシ通常ハ四週間ヲ二ツニ割リ

前後ノ休暇ヲ各員ニテ分ツ行政官ニハ別段
法律ヲ以テ定メスト雖モ大抵同期限ニ休暇
セリ

十八百七十八年七月一日ノ、代言人規則
代言人ヲ置クニ付テハ二ノ法アリ一ハ府
府ヨリシテ命スルトナリ現今歐羅巴各國ハ第二ノ法ヲ用フルナ
リ代言人ト為ルニハ裁判官ト為ルヘキ学力
ヲ有スヘシ其学力アル者ヨリ代言人タルノ

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 230

願ヲ出シタルトキハ必ス之ニ許スヘシ然レトモ
代言人ノ職務ニ適セサル者例ヘハ公権ヲ剥
奪セラルヽトカ営業ノ種類ニ因リテハ司法
省ヨリ代言人組合長ノ意見ヲ聞キメルニ
テ許サヽルコトアリ代言願
地ノ裁判管轄地内ニ於テ代言ヲ為サント
申出ヘシ然ル後ハ司法省ヨリシテ其地ノ地
方裁判所ニテ代言ヲ為スヘキコトヲ許シ其氏
判長ヨシテ代言人氏名簿ニ登記セシムヘシ
代言人ハ獨リ内何レノ地ニ於テモ其區内ノ

代言人ニ必ス依頼スヘキ事件外ハ自由ニ為
スコトヲ得レトモ區内ノ代言人ニ必ス依頼スヘ
キ事件例ヘハ區裁判所ニ非スシテ他ノ裁判
所ニテ裁判スヘキ一切ノ民事ニ於テハ其管
轄地ノ代言人ニ限リ代言ヲ為スコトヲ得ル
ナリ

代言人ノ品行又ハ職務ヲ監督スルカ為メ各
上等地方裁判所區ニ於テ代言人組合(アソシヤシヨン)ヲ設クヘ
シ其内ノ九人ヨリ十五人マテノ組合長ヲ選
ミ其内ニテ會長一人ト代理人一人ヲ選ミ組

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 230

合長ラシテ一切ノ事務ノ監督ヲ掌ラシムヘシ懲戒ヲ為スヰハ組合長ノ内ヨリ五人ヲ選ムヘシ其内二人ハ會長代理人ヨリ成ルヘシ又其内ニテ上席人ヲ選ミ之ヲ懲戒裁判掛リトスヘシ懲戒裁判掛リハ代言人ニ呵責譴責罰金三千マルク以下ヲ科スルヿヲ得其決定ニ對スル控訴ハテイプチヒニ在ル控訴裁判掛ニ控訴スヘシ其裁判所ハ獨乙裁判所長ト裁判官三人ト其裁判代言人三人ヨリ成ルヘシ

代言人ハ政府ニ對シ獨立スル者ニシテ出納局ヨリシテ其手數料ヲ受クルニ非ス千八百七十九年七月七日ノ代言人手數料規則依頼人ヨリ一定ノ手數料ヲ受クルヿヲ得裁判使吏ノ如ク政府ニテ其最下等ヲ保証セス

公證人ノ設ケ方ニ二アリ一ハ公證人ト代言人ノ事務ヲ全ク分ツヿ佛國ノ如シ一ハ代言人ト其職務ヲ合一スルナリ普國ノ如キハ是レナリ然レモ代言人タル者ハ必スシモ公証人ニ非ス公證人タルモハ必ス代言人タルヘ

ヒ何トナレハ公證人ハ公證スル ラ掌ル者ナレハ假令學力アルトモ公證ノカラ與ヘサレハ公證人タルヿラ得サルナリ公證ノカラ與フルトハ司法省ヨリヒテ代言人ヒ公證人タルヿラ命シ上等地方裁判所管轄内ヒ住居ラ定ムルナリ其事務ノ代言人ト異ナル所ハ代言人ハ裁判所ニ於テ原被告ラ保護スル者ナレモ公證人ハ裁判所外ニ於テ證書ニ公證スルノミナリ公證人ノ手數料ハ別ニ規則アリ其規則ニ從テ之ヲ受クヘシ

司法行政 普國ヘ獨乙裁判編制法ラ施行スルニ付キ發セラルル法律 千八百七十八年四月廿四日 普國法律全書二百八十條 等

第七十七條 裁判所長及ヒ檢事ハ司法卿ヨリ發セラルル規則ニ從ヒ司法行政ノ事務ニ付テハ司法卿ノ屬官タルヘシ

裁判所長檢事ハ其事務ラ行フ爲メ其屬官ラ用フルヿラ得

司法卿ノ司法行政ニ關スル事務トハ司法

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 230

ニ関スル法律ノ草按ヲ立ルト司法ニ関ス
ル一般ノ監督ヲ為スコトニアリ
裁判所長ハ司法行政事務ニ付テハ自カラ之
ヲ決スルモノニテ他ノ裁判官ト評議スル
ニ及ハス例ヘハ司法卿ヨリ裁判官ノ昇道
ニ付所長ニ其見込ヲ申出スヘキノ類然レ
モ訴訟法治罪法及ヒ裁判所編制法ニ於テ
裁判所本局ト掲クル所ハ他ノ裁判官ト評
議決定スヘキモノトス
第七十八條　監督ノ権ハ左ニ掲クル者ニテ之
ヲ行フヘシ
監督ノ権トハ司法ノ事務ハ延滞ナキヲ
最モ緊要トスレハ之ヲ延滞ナク取扱フ
ヲ監督スルナリ
一　司法卿ハ都テ裁判所長及検事ニ対シ
二　上等地方裁判所長ハ其裁判所並ニ管轄内
ノ裁判所ニ対シ
三　地方裁判所長ハ其裁判所并ニ管轄内ノ裁
判所ニ対シ
四　検事長及ヒ一等検事ハ管轄内ノ検事ニ対

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 230

レ

五區裁判所ノ一等撿事ハ其撿事ニ對レ
監督ノ權ハ其他ノ裁判所ノ官吏又ハ傭ニモ
及フ者トス

第七十九條　裁判官二人アルニ區裁判所ニ於テ
ハ其裁判官ヨリ其所屬ノ都テノ官吏又ハ傭
ヲ監督スヘシ

裁判官數人アル區裁判所ニ於テハ司法卿ヨ
リ裁判官一人ニ命シテ裁判所ノ官吏又ハ傭
ノ監督ヲ為サシム

草案ニテハ裁判官ノ監督ヲ為サ
シムルヿニ定メタレモ上院ニ於テ之ヲ刪
除セリ故ニ止タ裁判官ニ非サル裁判所ノ
官吏ニノミ監督ヲ為スナリ然レモ裁判官
見習ハ監督ヲ為スヘシ

第八十條　監督ノ權トハ裁判官ニ非サル官吏
ニ對シ規則ノ如ク事務ヲ行ハサルカ為メ之
ヲ呵責シ又ハ百マルク以下過怠料ヲ以テ強
ヒテ其事務ヲ行ハシムルヿヲ云フナリ過怠
料ヲ科スル前ニハ前以テ之ヲ科ス可キヿヲ

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 230

言渡スヘシ

裁判官ニ對シテハ懲戒法ニ因テ監督ノ權ヲ定ムヘシ

裁判官ニ非サル官吏ニ其事務ヲ強ヒテ爲サシメンカ爲メ過怠料ヲ定メタルナリ草案ニハ裁判官ニモ過怠料ヲ定メタレモ上院ニテ之ヲ刪除シ懲戒法ニ之ヲ定ムルニ決セリ千八百七十九年四月九日ニ懲戒法附録トシテ裁判官ニ對スル監督權ヲ定メタリ其第二十三條ニ因レハ裁判官ニ對シテハ過怠料ヲ科スルヿヲ得ス止タ譴責ヲ爲スヲ得ルノミ然レモ裁判官ニ於テ其譴責ニ不服ナルトキハ懲戒裁判ヲ開クヘキヿヲ申立ヲ爲スヿヲ得

第八十一條　一地方上等裁判所及ヒ地方裁判所ノ檢事ハ檢事ニ附屬スル警察官ニ對シテ第八十條ノ監督權ヲ有セリ但無給ニテ警察官ノ事務ヲ勤ムル者ニ區長ノ類ニ對シテハ此限ニ在ラス

第七十三條ニ從テ定ムヘキヿヲ司法卿ヨリ官吏ハ

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 230

裁判所使吏ニ對シテ第八十條ノ監督權ヲ有ス

本條ハ司法卿ヨリ裁判所ノ官吏ノ監督ヲ命シタル區裁判官ヨリ使吏ヲ監督スル一人ノ裁判官ナリ區裁判所ニテハ同ヨリ使吏ノ監督ヲ爲スヘシ

第八十四條　裁判所及ヒ檢事ハ監督官ノ求ニ因リ法律ノ起草及ヒ司法行政ニ付キ意見ヲ述フヘキ義務アリ

通常ハ本條ノ場合ニハ司法卿ヨリ上等地方裁判所ニ其意見ヲ聞キ其所長ヨリシテ又地方裁判所ニ其意見ヲ聞キ其所長ヨリシテ又其管轄内ノ裁判官ニ意見ヲ聞クナリ

第八十五條　司法行政ノ事務就中事務ノ按方及ヒ延滯ニ付キ申立ヲ以テ裁定スヘシ

法律上ニ付テノ故障ナレハ通常ノ裁判手續ヲ用ユレヒ本條ノ如キハ其長官ニ故障ヲ申立テ之ヲ裁定スルナリ

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 230

リ例ヘハ區裁判官ニテ延滞スル為メ故障
ヲ申立ニハ地方裁判所長ニ之ヲ為シ其裁
定ニ不服ナルトキハ上等地方裁判所ニ申立
テ仍ホ不服ナルトキハ司法卿ニテ故障ヲ申
立ツルコトヲ得

是ヨリ又憲法ト為ルヘキ

第九十七條　文武官吏其職務権限ヲ越ヘテ他
人ノ権利ヲ害シタルカ為メ裁判所ニ訴ヘラ
ルヽ要件ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ但其官
吏ノ長官ヨリ許可ヲ受クヘキコトヲ法律ニ掲
ク可カラス

文武官ト雖モ常人ト等シク他人ノ権利ヲ
害スルトキハ固ヨリ裁判所ニ訴ヘラルヽコト
ハ言フヲ俟タス然レモ佛法ニ倣ヒ官吏ノ
職務ニ付キ裁判所ニ訴ヘタルトキノ権限争
ニ付別ニ法律ヲ設ケタリ此法律ヲ設ケタ
ル所以ハ政府ヨリ裁判所ヲ信セスシテ
テ行政官ノ職務権限ヲ越タルヤ否ニ付キ
（ゲリヒトホフワーエントニヤイワンゲコンペテンスコンフリクト）
権限争裁判所ニ於テ之ヲ裁判セシメタリ
其裁判所ハ止タ其官吏ノ権限ヲ越タルヤ

否ヲ判決スルノミ

千八百五十四年二月十三日ニ権限争ノ法律ヲ發セリ

第一條　文武官吏其職務ヲ行ヒタルカ為メ又ハ之ヲ怠リタルカ為メ民事又ハ刑事裁判所ニ訴ヘラレタルキハ其長官タル卿ノ官署又ハ中央官署ハ其官吏ニ於テ其職務権限ヲ越ヘ又ハ為スヘキコトヲ怠ラス且通常裁判ニ付スルヲ不相當ト信シタル、キハ権限争ノ訴ヲ起ス権アリ

第二條　権限争裁判所ニテ官吏ノ権限ヲ越ヘス又ハ為スヘキコトヲ怠ラス且通常裁判ニ付スルヲ不相當ト認メタルキハ通常裁判所ニテ裁判スル可カラスト判決シ之ニ反シタル場合ニ於テハ通常裁判所ニテ裁判スルヲ得ヘシト判決スヘシ其判決アルモ通常裁判所ニテ官吏ヨリ其権利ヲ防護スルコト又ハ其事件ヲ裁判スルニ影響ヲ生スルコト勿ルヘシ

第三條　権限争裁判所ニテ官吏ノ権限ヲ越ヘス又ハ為スヘキコトヲ怠ラス且通常裁判ニ付スルヲ不相當ト認メタルキハ通常裁判所ニテ裁判スル可カラスト判決シ之ニ反シタル場合ニ於テハ通常裁判所ニテ裁判スルヲ得ヘシト判決スヘシ其判決アルモ通常裁判所ニテ官吏ヨリ其権利ヲ防護スルコト又ハ其事件ヲ裁判スルニ影響ヲ生スルコト勿ルヘシ

第四條　又此法律ハ軍人ノ其職務ヲ行ヒ

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 230

タルカ為メ又ハ其職務ヲ怠リタルカ為メ
軍事裁判所ニ非ス他ノ裁判所ニ訴ヘラレ
タルトキモ亦モ適用スヘシ此場合ニ於テハ
其長官タル師團指令長官又ハ軍團指令長
官ヨリ權限爭ノ訴ヲ起スコトヲ得
其權限爭ヲ裁判スル裁判所ノ事務ハ軍事
司法部ニ於テ之ヲ行フヘシ其裁判ヲ為ス
ニハ國王ヨリ三年ノ期限ヲ以テ任シタル上
等士官三人之レニ加ハリテ裁判スヘシ
第七條　此法律ハ左ノ者ニ對シテハ適用
ス可カラス
一　裁判官
二　其他ノ司法官吏
但捡事及ヒ司法警察官ヲ除ク
此法律ニ付テハ其後裁判所ヨリ屢々之ヲ
廢スヘキノ議起レリ然ノミナラス權限爭
裁判所ヨリモ廢スヘキノ説ヲ發シタリ且
司法卿ヨリモ之ヲ廢シ裁判ノ件ハ必ス其
長官ノ見込ヲ聞クヘキコトヲ為サントシタ
レモ上院ニ於テ之ヲ拒ミタリ其後復タ捡

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 230

事ニ限リ告訴ヲ為スノ権ト共ニ廃セント
ノ説起リタレモ亦獨乙上院ニ於テ之ヲ拒
ミタリ千八百七十七年一月廿七日ニ獨
乙裁判所編制法ヲ施行スル法律第十一條ニ
其中庸ヲ取テ左ノ如ク定メリ
各連邦ノ法律ニ於テ官吏ノ職務ニ對シ民
事又ハ刑事裁判所ニ訴フルコノ要件ヲ定
メタルモノハ全ク廢止スヘシ
然レモ各連邦ノ法律ニ於テ其長官ノ求ニ
因リ又ハ求メナリトモ先ツ特別ノ官署ニ

テ預ヒメ権限ヲ越ヘタルヤ否ヲ裁判スル
ニ非サレハ通常裁判所ニ訴フルコヲ得サ
ルノ法律ハ左ノ折衷ヲ以テ其効ヲ有スル
モノトス
一権限争ノ裁判ハ官吏其権限ヲ越ヘタル
ヤ又ハ怠リタル否ニ止ルヘシ
二上等行政裁判所ノ設ケアル連邦ニ於テ
ハ其裁判所ニテ権限争ヲ裁判スヘシ上
等行政裁判所ノ設ケナキ連邦ニ於テハ
獨乙裁判所ニ於テ裁判スヘシ

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 230

第七篇　裁判官ニ非サル官吏

第九十八條　裁判官ニ非サル官吏（検事ヲ除ク）ノ関係ハ法律ヲ發シテ之ヲ定ムヘシ其法律ハ政府ニ對シテ官吏ヲ任スルノ権ヲ制限スルヿナリ官吏ニ對シテハ其職務及ヒ俸給ヲ濫ニ奪ハサルノ防護ヲ與フヘシ

行政官吏ニハ裁判官ノ如キ獨立スル権ヲ與ヘス畢竟裁判官ニ獨立ノ権ヲ與フルハ裁判官ノ身上ノ為メニ與ヘタルニ非ス則國家ノ為メニ與ヘタルナリ此憲法ヲ發

行後行政官ノ関係ヲ定ムル法律ハ未タ發セス止タ千八百五十二年七月二十一日ニ行政官懲戒法ヲ發シタルノミナリ併ナカラ獨乙國ニハ千八百七十三年三月廿一日ニ獨乙帝國官員権利義務ヲ定ムル法律ヲ發シタリ此法律ハ周ヨリ普國ニハ適用ス可カラスト雖モ實ニ完全ナル法律トス

普國ニ於ケル官吏関係

官吏ヲ命スルヿハ則國憲ヨリ為スモノナリ故ニ裁判官検事書記官ハ盡ク國王自カ

ヲ之ヲ任ス其他ノ官吏ヲ任スル權モ勿論
國王ニアレモ之ヲ國王ヨリ中央官署又ハ
州ノ官署ニ委任シタルナリ國王自カラ任
スル官吏ハ卿ヨリ申立テ卿ノ責任ヲ以テ
國王ヨリ命スルナリ官吏ハ心ヒモ其命ヲ
受クヘキノ義務ナシ止タ任セラル、ノ權
ヲ有スルノミ然レモ貴族ノ必ス官吏タル
ヘキ特權ハ憲法ニテ之ヲ廢シタルヲ以テ
何人ニテモ法律ニ定メタル學力ヲ有スレ
ハ官吏ニ任セラル、ノ權アリ然レモ團結

自治ノ官吏ハ之ニ反シ任セラル、ノ權ヲ
有セストモ皆モ選擧セラル、中ハ必ス其選
擧ヲ受クヘキ義務アリ
如何ナル要件ヲ有スレハ官吏ニ任セラル、
ヘキ者ナルヤハ左ノ如シ
第一公權ヲ有スル丁ハ公權剥奪公權停止
或ハ公ケノ職務ニ任セラルノ權ヲ失フ
丁ハ懲戒法ニ同シ
丁ハ品行ノ正シキヲ得
丁ハ品行ノ不正ナル官吏ハ免職セラル、丁

第二一般ノ學力及ヒ其職務ニ関スル學力
ヲ要スルコト
一般ノ學力トハ九年間中學校ニアリテ試
験ヲ受クヘキコト三年間大學校ニアリテ試
験ヲ受クヘキコト
大學校ニ於テハ後来裁判官ト為ラントス
ル者ハ主トシテ法律ヲ學ヒ行政官ト為ラ
ントスル者ハ主トシテ経濟學國法學ヲ學
フヘシ然レモ普通ノ學科ニ止リテ未タ專
門學ニ從事セサルモノナリ是則普國ノ佛

英等ニ勝ルヽ所ナリ
其試験ハ裁判官ト為ル者モ行政官ト為ル
モノモ同一ニシテ上等地方裁判所試験拠
リテ之ヲ試験シ其試験ニハ大學ノ博士
拠事之ニ加ハルヘシ
職務ニ関スル學力ト
シトスル者ハ裁判所、検事、代言人ニ付テ四
年間見習ニタル後司法試験拠ノ試験ヲ受
クヘシ行政官ト為ラントスル者ハ行政官
署ニ就テ四年間見習シタル後行政試験拠

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 230

ノ試験ヲ受クヘシ

以上ノ學力ハ裁判官ニハ必ス之ヲ要スヘキモノニシテ若シ國王ヨリシテ學力ナキ者ニ任スル時ハ憲法ニ背クモノナリ（第九十條）

然レモ行政官就中諸省ノ卿ハ假令試驗ヲ為サヽルモノニテモ又ハ外國人ニテモ國王ヨリ之ヲ命スルヿヲ得例ヘハ百姓タリトモ耕作ニ巧ミニシテ議院ニ於テ其能力ヲ顯ハシタルトキハ國王ヨリ農務卿ニ任ス

ルヿヲ得又他國人ト雖モ一事業ニ精練ナル者ハ卿又書記官ニ命スルヿヲ得現ニ普國ニ於テ鉄道ノ事ニ精シキ塙地利人ヲ高務省ノ書記官ニ任セラレタルカ如シ

第三　任命ノ時ハ辞令書（パテント）ヲ以テ等級及ヒ官名ヲ定ムルヿ長官ヨリシテ其職務ニ就カシムルヿ公告紙ヲ以テ其任命ヲ公告スルヿ之ニ對シ官吏タルノ誓憲ヲ得ルナリ（國王ニ忠節ヲ盡シ且憲法ニ背カサルノ誓約ヲ為スヿ保証金ヲ出スヿ就

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 230

中政府出納官吏ニ之ヲ出サシムヘシ

官吏職務時間ノ権利義務

義務ニハ官吏タル者ノ一般ニ盡スヘキ義務アリ則品行ヲ正シクスルヿナリ（不品行ナルヿハ懲戒法ニテ免職セラルヘシ）特別ノ義務アリ則擔任スル職務ヲ最モ注意シテ行フヘキヿナリ（不注意ナルヿアレハ直ニ懲罰ヲ受クヘシ）又法律及ヒ職務章程及ヒ長官ノ命令ニ従フヘキヿナリ若シ法律ニ背クヘキ命令ヲ為シタルトキハ

例ヘハ卿又ハ出納局ノ長官ヨリ其属官ニ其金銀ヲ私ニテ持来ルヘキヿヲ命シタルカ如キハ勿論其命ニ従フニ及ハス若シ其命ニ従ヒタルトキハ之ヲ以テ其責ヲ免カル、ヿヲ得ス立憲政体ノ國ニ在テハ長官ノ命ニ従フヘキヤ否ニ付テハ其命ノ法式ニ背クヿ及ヒ法律ニ背クヿヲ區別スヘシ法式背背キタル場合トハ例ヘハ憲法ニ従ヒ卿ノ手署アルヘキニ其手署ナキ命令又ハ権ナキ官署ヨリシテ出シタル命令ハ例ヘ

ハビスマルクヨリ裁判官ニ命令スルカ如キ之ニ従フニ及ハス法律ニ背ク場合ニテハ其命ヲ受ケタル者ヨリニテ其長官ニ法律ニ背ク箇條ヲ陳述スヘシ仍ホ之ヲ聞カサルトキハ假令法律ニ背キタル命ト雖モ之ニ従フヘシ然ルトキハ其官吏ハ之レカ為メ其責ヲ負フニ及ハス通常ハ此場合ニハ辞職スヘキモノナリ止タ裁判官ニ限リテハ其裁判事務ニ付キ長官ノ命令ニ従フヘキ義務ナシ

官吏ニ特別ナル制限ヲ為スコト

一私業ヲ起シ又ハ商業ヲ営ムハ其長官ノ許可ヲ得ヘキコト

二官官ハ其任所ニ止ムヘシ其地ヲ離ルヽニハ休暇願ヲ出シテ許可ヲ得ヘシ

三職務ニ関スル事件ヲ他人ニ漏泄スヘカラサルコト（従前ハ職務上ノコトハ一切他人ニ漏泄スルコトヲ禁シタレモ今日ハ稍〻寛ニ為レリ其事件ノ性質ニ従テ之ヲ漏泄スヘカラサルモノアリ例ヘハ城塞ノ設

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 230

備軍機ノ秘密ノ類ハ之ヲ漏泄スル時ハ
刑法ニ因テ処分セラルヘキモノナリ又
ハ長官ヨリシテ他ニ漏泄ス可カラサル
ヿヲ殊更ニ命シタル事件ヲ漏シタル時
ハ懲戒法ヲ以テ罰セラルヽノミナラス其他ハ
漏泄スルモ其罰ナシ
其他官吏ハ長官ノ許可ヲ得サレハ後見人
タルヿヲ得ス

官吏ノ権利

官吏ハ特別ニ刑法ニ因テ防護ヲ受ケリ其

職務ヲ行フカ為メ就中長官ノ命ヲ奉シタ
ルカ為メニ他人ヨリ訴ラルヽ時ハ政府ニ
テ其責ヲ負フヘキヿ

其職務ニ應スル等級官名

千八百十七年二月十七日ノ法律ニ裁判官ノ職務上ノ等級ハ
五等ナリ別ニ四等ヲ與ヘタルヿアリ「ラート」ト
稱セリ

官吏ノ管轄内ニ於テ其職務ヲ行フ時ハ何
人ニテモ其命ニ従ハサルヿハ則
國憲ニ非ク者トシテ罰ヲ受クルノミナラ

ス其命ヲ強ヒテ為サシムル執行法ナリ

官吏ノ財産ニ関スル権利

官吏ノ財産上ニ請求スル権アルヿ獨乙裁判所ニテ順次ヲ逐フテ裁判ヲ求ムルヲ得ルヿ上告ニ付テ全額ノ制限ヲ受ケサルヿ通常ハ千五百マルクヲ以下ノ金額ハ上告ヲ許サス

官吏ハ職務上ノ正金ニ替ヲ求ムルヿヲ得例ヘハ裁判官カ証人ノ家ニ行キテ訊問シタルトキハ馬車料ヲ求ムルノ類則旅費日當

規則ニ其金額ヲ精細ニ定メリ

官吏ハ俸給ト官宅トヲ又或ル官吏ハ其外ニ消費物（炭薪ノ類）ヲ受クル権アリ併ナガラ従前行ハレシ（スポルテム）官吏ノ為シタル手数料ヲ人民ヨリ取ルヿヲ云フヲ全ク廃セリ官宅ヲ得サル官吏ハ官宅料トシテ規則ニ定ムル金額ヲ受クヘシ其金額ハ官吏ノ等級及ヒ職務上住居地方ノ物價ノ高低ニ因テ定メタルモノナリ

俸給ハ官吏ノ手間代ニ非ス商人トハ異ナル商人ハ多ク働ケハ多ク利ヲ得レトモ

官吏ハ多ク働クモ少ク働クモ同等ニ属スレハ同一ノ俸給ヲ受クルナリ故ニ俸給ハ官吏ノ其身ヲ終身官ニ致シタルヲ以テ其保養ノ為メニ給ス故ニ又退隠料ヲ給スルナリ

俸給ハ法律ヲ以テ定ムヘシ上等官吏ノ俸給ハ一定ノ金額ヲ定メ其他ノ官吏ニハ最多数ト最少数トヲ定メリ俸給ノ増加ハ通常ハ新古ノ順席ヲ以テ増加スヘシ止タ裁判官ニ限リテハ法律ニ因テ之ヲ定メリ行

伊

政官ニテハ法律ニ其定メナシ普國ノ裁判官ノ昇進ハ上等地方裁判所管轄内ニ地方裁判官區裁判所ノ裁判官ノ總数四十九人アリ之ヲ十三等ニ分チ一等毎ニ三百マルク宛ヲ増加シ最少数ハ二千四百マルクヨリ始リ最多数ハ六千マルクニ至ルヘシ

官吏ハ止タ身分相當ニ生活ヲ為スヘキ俸給ヲ受クル者ナレハ營業者ノ如ク将来ノ用意ヲ為スヿ能ハス故ニ政府ハ職務ヲ行フヿ能ハサルニ為リタルヰハ保養金トシテ退隠料ヲ給スヘシ退隠料ハ法律ヲ以テ

伊

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 230

官吏ハ多ク働クモ少ク働クモ同等ニ属スレハ同一ノ俸給ヲ受クルナリ故ニ俸給ハ官吏ノ其身ヲ終身官ニ致シタルヲ以テ其保養ノ為メニ給スル故ニ又退隠料ヲ給スルナリ

俸給ハ法律ヲ以テ定ムヘシ上等官吏ノ俸給ハ一定ノ金額ヲ定メ其他ノ官吏ニハ最多数ト最少数トヲ定メタリ俸給ノ増加ハ通常ハ新古ノ順席ヲ以テ増加スヘシ止タ裁判官ニ限リテハ法律ニ因テ之ヲ定メリ行政官ニテハ法律ニ其定メナシ普國ノ裁判官ノ昇進ハ上等地方裁判所管轄内ニ地方裁判官ヲ以テ裁判所ノ裁判官ノ總数四十九人アリ之ヲ十三等ニ分チ一等毎ニ三百マルク宛ヲ増加シ最少数ハ二千四百マルクヨリ始リ最多数ハ六千マルクニ至ルヘシ

官吏ハ止タ身分相當ニ生活ヲ為スヘキ俸給ヲ受クル者ナレハ營業者ノ如ク将来ノ用意ヲ為スヿ能ハス故ニ政府ハ職務ヲ行フヿ能ハサルニ為リタル時ハ保養金トシテ退隠料ヲ給スヘシ退隠料ハ法律ヲ以テ

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 230

之ヲ定メタリ其法律ノ趣意ハ官吏ノ十年間奉職シタル後身体精神衰弱シ職務ヲ勤ムルヿ能ハサルニ至リタルヰ之ヲ給スルヿナリ又十年以内ト雖モ職務ヲ行フニ因テ創傷ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リテ其職ヲ奉スルヿ能ハサルニ至リタルヰモ亦之ヲ給スヘシ

其他國王ヨリ法律ヲ發シテ十年以内ノ者ニ給スルヿアリ

退隠料ノ高ハ滿十年以上十一年以下ニハ俸給ノ四分ノ一ヲ給シ一年毎ニ四分ノ三マテニ至ルヘシ但最終ノ職務ノ俸給ヨリ計算スルヿナリ

官吏ノ遺族ハ退隠料ヲ求ムル權ナシト雖モ死後翌月分ハ之ヲ給スヘシ又フリデリーニデルダローセ王ハ官員ノ家屬救助貯蓄所ヲ設ケリ其法官員ノ七百五十マルク以上ノ俸給ヲ得ルモノハ救助貯蓄所ニ於テ退隠料ヲ保険セシムル義務ヲ負ハシメタリ死後ニ受取ルヘキ金額ハ千五百マル

クヨリ三百マルクマテト定メリ千八百三
十一年二月二十七日貯蓄所規則アリ
官吏ノ職務ノ止ムヿアルヘキ権利ナレ故ニ
官吏ハ一地方ニ止ムルヿナク且法律ニ
轉移セシメラル、ヿアリ轉移セシムルニ
ハ等級及ニ俸給ヲ減スルヿナク轉任料ヲ給ス
定メタル轉任料ヲ給スヘシ轉任料ハ充分ニ
改ヘ官吏轉任ノ時ハ金
額ヲ剰スヿヲ得ル由
裁判官ハ裁判所編制ノ變スルニ非サレハ
其意ニ反シテ轉任セシムルヿヲ得ス又懲
戒ニ因テ轉任セシメラル、ヿアリ然ルヰ
ハ俸給ヲ減スルカ又ハ轉任料ヲ給セサル
カ又ハ兩ナカラ行フヿアリ官吏ハ又官署編
制ノ變スルカ為メ一時休職セシメラル、
ヿアリ又或ル官吏ハ何時タリトモ政府ノ
説ニ異ルヿアルヰハ休職セシムルヿアリ
例ヘハ卿大輔少輔州長縣令軍務會計官換
事郡長公使領事等ヲ然レモ其後再ニ職ニ就カ
シムヘキモノナリ
休職料ハ三百マルク以上ノ俸給ナレハ半

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 230

額ヨリ増加シテ六千マルクヲ越フ可カラス官吏ハ又自カラ退隠願ヲ出シテ退隠スルヿヲ得此場合ニ於テハ其長官ニテ職務ヲ勤ムルヿ能ハサルヤ否ヲ先ツ検査シ之ヲ至當トシタル時ハ長官タル卿ニ其趣ヲ申出シ卿ニテ之ヲ決定スヘシ又職務ヲ勤ムルヿ能ハサルヿヲ為リタルモ其願ヲ出サヽルヿハ強ヒテ退隠セシメラルヽヿアリ行政官ナレハ其長官ヨリ卿ヘ申出テ之ヲ退隠セシム其命ニ對シテハ内閣ヘ故障ヲ申立ルヿヲ得裁判官ナレハ其長官ヨリ管轄地方上等裁判所ノ懲戒掛ニ申出之ヲ裁判スヘシ其判決ニ對シテハ故障ヲ申立ルヿヲ得ス

退隠シタル後ハ其退隠料ノ高ハ長官タル卿ト大藏卿ト協議ノ上之ヲ定ムヘシ其高ニ對シテハ本人ヨリ通常裁判所ニ訴ヲ為スヿヲ得

職務ヲ免スルヿハ山タ懲戒裁判ヲ経ルニ非サレハ之ヲ為スヿヲ得ス其罰ニ所責譴

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 230

責罰金拘禽又ハ俸給ヲ減シ轉任料ヲ給セ
スシテ轉職セシムルコト免職シテ退隠料ヲ
給セサルコト
又一年以上ノ自由ヲ奪刑ニ処セラルヽカ
又ハ公権剥棄公権停止又ハ公ケノ職務ニ
就ク権ヲ失フタル時ハ自然其職務ヲ失フ
ヘシ又官吏ノ職務ニ不相當ナル不品行ヲ
爲シタル時ハ免職セラルヽコトアリ行政官
ニシテ國王又ハ卿ヨリ命セラレタル者ナ
レハ懲戒裁判所ニテ始審裁判ヲ爲シ卿ノ

官署ノ官吏ナレハ其官署ニテ始審裁判ヲ
爲シ（三年ノ時間ヲ以テ國王ヨリ七人ノ裁
判官ヲ命ス其一部ハカヽメルゲリヒトノ
裁判官タルヘシ）其判決ニ對シテハ並ニ内
閣ニ控訴ヲ爲スコトヲ得裁判官ハ地方
上等裁判所ノ懲戒掛ニテ始審裁判ヲ爲シ
其裁判ニ對シテハカヽメルゲリヒト控訴
懲戒裁判掛ニ控訴ヲ爲スコトヲ得（裁判官ハ
十五人ニテ裁判スヘシ是則ラヽベルトリ
ミナールノ代リト爲リタルモノナリ）千八

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 230

百七十九年四月九日ノ懲戒規則改正法律
ヲ參看スヘシ」
上等行政裁判所ト會計審査員ハ自カラ懲
戒裁判ヲ為スヘシ（控訴ノ道ナシ）
獨乙裁判所ニ於テモ自カラ懲戒裁判ヲ為
セリ（控訴ノ道ナシ）
獨乙行政官ニ付テハ千八百七十二年三月
三十一日ノ官吏権利義務規則ヲ以テ懲戒
裁判所ヲ定メタリ始審裁判所ハ率子各縣
ニ設ケ裁判官七人其内四人ハ通常裁判官

タルヘシ控訴裁判所ハ一ケ所ヲ「ライプチヒ」
ニ設ケ裁判官十一人其内所長ト少クモ五
人ハ通常裁判官タルヘシ其他ノ者ハ獨乙
上院ノ議員タルヘシ
官吏ハ自カラ辞職スルヿヲ得普國ノ法律
全書ニ因レハ辞職ニタルヿハ國家ノ害ト
ナラサル時ニ限リ之ヲ聞届クヘシト掲載
スレモ今日ノ情態ニ適セス實際ニ於テハ
辞職スル者ニハ必ス聞届クルヿナリ因ヲ
リ辞職ニタル時ハ退隠料ヲ給セストモ

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 230

其職務ニ就キタル尊号ハ仍ホ有スヘシ（例ハ、エキセレニス）

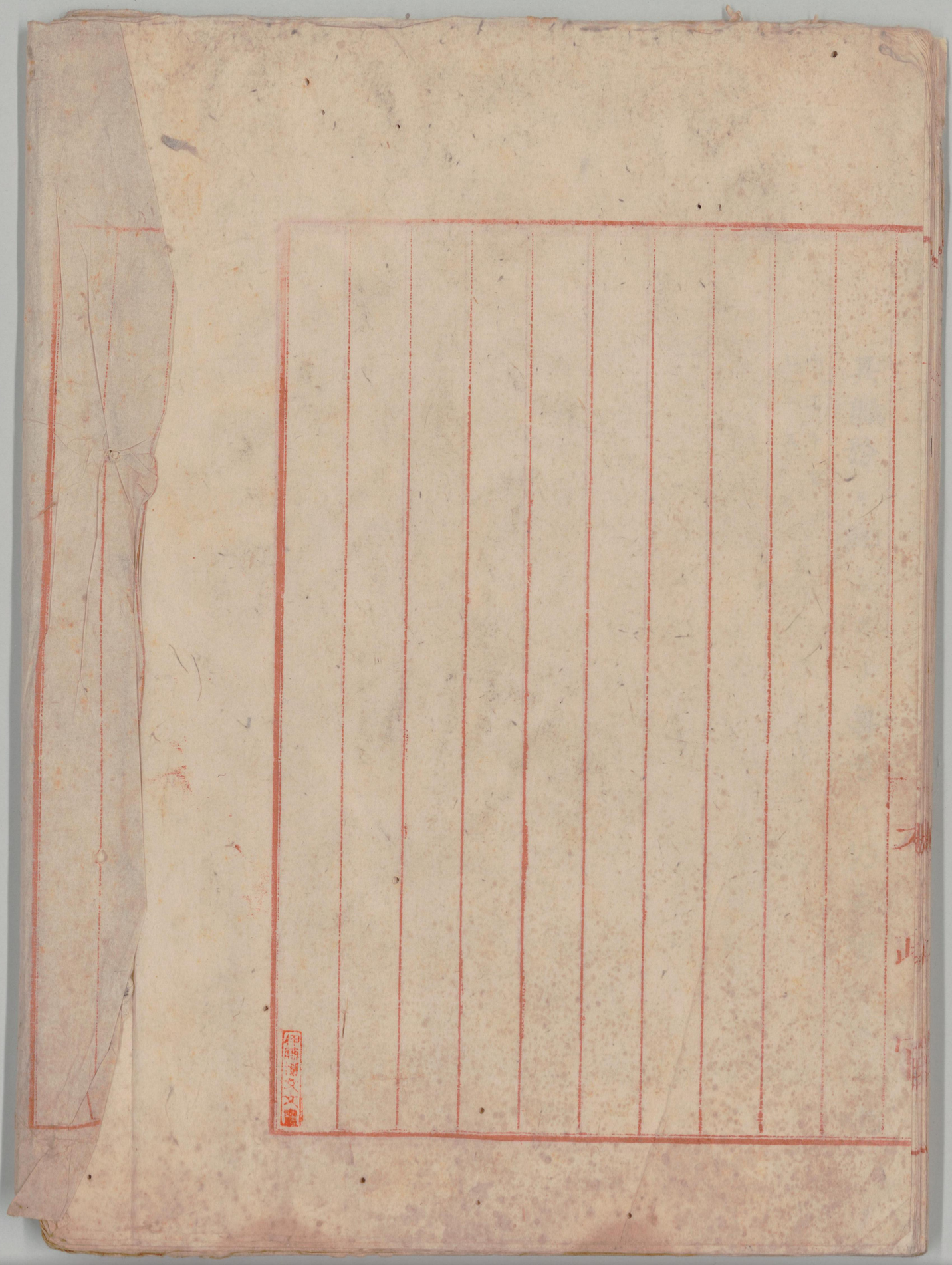

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 230